

「マインド・コントロール」と思想信条の自由

弁護士 郷路征記

今現在この瞬間にも、返済不能な債務を抱え、夫に隠した借金の山に離婚の恐怖を感じながら、霊界に行ったらみんなが私の努力の意味を判ってくれ、感謝してくれると自分を慰め、限界を超えるところに神が働くと思っていて、統一協会の求める新たな献金の要求に応えようと嘘をついて親戚から借金したり、消費者金融から金を借りている沢山の人がいる。自分ばかりではなく、子ども、夫、両親、兄弟、先祖の救いのために、自分はこの厳しい道を生きているのだと思っているのである。

いわゆる「青春を返せ訴訟」*で、統一協会の布教活動が違法であることを認め、札幌地方裁判所の平成一三年六月二九日判決は、全く普通の人が統一協会に入ると上記のような異常な状態になっていくことを踏まえてであろう、統一協会が人を組織に勧誘する目的、すなわちその布教の目的は「原告らの財産の収奪と無償の労役の享受及び原告らと同種の被害者となるべき協会の再生産」という「不当な目的にあった」と明確に認定した。上記のような活動をするのがあなた

の救いの道だと言って、直ちに人々にその活動への参加を求めたとしても、それに応ずる「決定」をする人は絶無である。そこで統一協会はそのような決定を可能にするために、最初は、自己啓発セミナーであるかのように装ってビデオセンターと二デイズの受講を決定させ、その過程で教育によって被勧誘者の思想を変革し、変化した思想で受け入れられるようになったライフトレーニングと四デイズの受講を決定させ、四デイズの最後の段階で、何をしようになるのかを全く明らかにしないまま献身するとの決定をさせ、次の段階である新生トレーニングと実践トレーニングの教育を経て、最後に物売りを救いと信じて二四時間活動することを決定させるのである。

分割された意志決定のなかで最も重要なのが四デイズという合宿で行われる将来献身するという決定である。献身のためには文鮮明をメシアとして受け入れるという決定が前提となっている。文鮮明がメシアであれば統一協会に入会するのは当然のこととなるのである。その意志決定までの間の教育で、受講

生らは自らを罪人であると考えるよう教育されている。その罪を償うことは無原罪の人であるメシアにしかできないのだと教育されている。メシアは現在生存しているという。生存しているメシアによらなければ罪を償って地上天国で生きることはできないというのであるから、我々は信じられないような幸運の中にいるのである。

そのような状況において罪人であるあなた達はどうのように生きるのかと、被勧誘者には、事前に、生き方の転換が突きつけられている。即ち、メシアのために生きるのか（それは自己犠牲の道であるが、自分と世界が救われる唯一の道である）、それとも今までのように自己中心的に生きることを続けるのかと。

そのように意識を変革されている人達を対象に四デイズの合宿が開始される。最も重要な講義は三日目の主の路程の講義である。

主の路程とは文鮮明の人生史のことである。投獄された興南刑務所以後の行動が重点となる。文鮮明は全部食べても栄養失調になるような食事の半分を他の囚

* (統一協会の布教活動が被勧誘者の思想信条の自由を侵害したものであることを理由に慰謝料を請求した訴訟)

人に分け与え、過酷な重労働を模範囚として耐え抜いたうえ、収容者に対する処刑が文鮮明の直前で停止されるなど奇跡的に幸運な人であり、解放されたあとの道のりを、骨折で歩けなくなった弟子を背負って歩き続けた愛の人であると講義される。

その様な講義の後、「お父様の詩」がピアノの伴奏付きで朗読される。それは、父である私は娘であるお前の罪が重いからといって見捨てたことがあるか？むしろ逆なのだ。罪が重いお前だからこそ救われることが私の喜びなのだという内容なのである。文鮮明は神の真の愛の体現者として現れるのだ。その時会場は、号泣に包まれるという。その後、献身の決定を求める班長の面接が始まる。このように情緒的に高揚した状況を意図的に作りだして、論理的説明によってではなく文鮮明をメシアとして受け入れさせてしまふのだし、人生を変えてしまふ重大な決定をさせてしまふのである。

札幌高等裁判所は統一協会の控訴によって係属した上記事件について平成一五年三月一四日、控訴棄却の判決を言い渡した。注目すべきなのは、統一協会の勧誘方法について「正常な判断ができない状況を作出し」という認定をしていることである。

即ち、「その一方で親族らに話をしないよう言葉巧みに指導するなどして被勧誘者と外部との接触を困難にさせ、正常

な判断ができない状況を作成して、教義に傾倒させ、これを断ち切り難い状態にまで強めさせようとするものであって、このような方法による勧誘を受けた者が外形的には個々の行為に承諾を与えたようなことがあったとしても、それは自由な意思決定を妨げられた結果にすぎず、・・」というのである。

「正常な判断ができない状況を作成し」という認定は、この種訴訟において初めての認定である。今までの判例の認定の主流は、因縁話などによる勧誘の手法が被勧誘者を畏怖困惑させ、そのことが社会的相当性を欠いているというものであった。「畏怖困惑」というのは「正常な判断ができない状況」の一つであり、「因縁話」がそのような状況を「作出した」手段ということになる。

我々が統一協会の「マインド・コントロール」として主張・立証してきた膨大な具体的事実は、すべて統一協会が、「正常な判断ができない状況を作成」するたためにもちいた手段として位置づけられる。多種多様な手段が複雑に組み合わせられて「正常な判断ができない状況」が強力に作り出されている。そのような行為は被勧誘者に対して不法行為となることが上記各判決によって明確になったのである。

第二に注目される点は、「このような方法による勧誘を受けた者が外形的には個々の行為に承諾を与えたようなことがあったとしても、それは自由な意思決定

を妨げられた結果に過ぎない」という認定である。

統一協会員が冒頭に述べたような活動をしているのも、「教義に傾倒させ、これを断ち切り難い状態にまで強めさせ」られた結果、自由な意思決定を妨げられているからなのであり、この点こそ統一協会問題の本質がある。経験的、論理的批判のらち外の神とか地獄とか因縁とか言う宗教の要素と「マインド・コントロール」の技術を使えば、逆らうことのできない「教義」として、人を組織の奴隷とする判断の枠組みを人に組み込むことができる。そうするとその後は、外から人為的に植え付けられた判断の枠組みがその人の内心の声を抑圧してしまふ。例えば、老後の蓄えをすべて奪うような献金をさせるとき、統一協会員も煩悶を感ずるのだが、その人の救いのためだと「教義」で自らを納得させるのである。殺人を正当とする教義であれば、内心の煩悶を押し殺して、殺人が正しいこととして実行されるのである。即ち、自由な意思決定が妨げられる状態が継続するのである。

「マインド・コントロール」の技術が進歩した今こそ、自己の自主的判断で思想信条を選択する権利を守ること、そのことを侵害するものに対して闘うことが本当に大切なのであり、札幌地、高裁の判決はそのための有力な武器となるものと考えられる。